

国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会規程

(平成14年2月27日制定)

(目的)

第1条 この規程は、小樽商科大学（以下「本学」という。）の学生、教員、職員及び本学関係者の権利を保護するため、本学の教職員の職務遂行に関して生じた紛争を調整するために必要な措置を定めるものである。

(調整委員会の設置)

第2条 前条に掲げる紛争を調整するため、本学に「小樽商科大学権利問題等調整委員会」（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員の構成)

第3条 委員会には次に掲げる構成員を置く。

- (1) 総務担当副学長
- (2) 教員3名
- (3) 総務課長

2 前項の委員には、男女両性が含まれていなければならない。

(委員の指名と任期)

第4条 前条第1項第2号に定める委員は、学長がこれを指名し、学部教授会の承認を得るものとする。

2 前項の委員の任期は2年とする。但し、連続して6年を超えて再任することはできない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

(職務)

第6条 委員会は、次に掲げる申し出に基づき、本学の教職員の職務遂行に関して生じた紛争を調整する。

- (1) ハラスメント以外の紛争につき、教職員から提起された事案
- (2) 「国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント規程」という。）第12条に基づく上申
- (3) 小樽商科大学学生何でも相談室規程第10条に基づく上申

2 委員会は、前項に規定する職務を遂行するため、関係職員又は参考人等の出頭を求め、事情を聴取等することができる。

3 委員会は、第1項に規定する職務を遂行するため、関係機関に対し、必要な書類等の提出を求めることができる。

(事案の提起又は上申に関する措置)

第7条 委員会は、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 事案の提起人、上申者又は紛争当事者（以下「提起人等」という。）に対する援助及び助言
- (2) 紛争当事者に対する注意又は勧告

(3) 監督者に対する協力の要請

(4) 懲戒処分及びその他必要と思われる措置に関する学長への進言

2 提起人等は、前項第2号の措置に不服がある場合は、前項第2号の措置を知った日の翌日から起算して14日以内に委員会にその旨を申し出ることができる。ただし、委員会が合理的理由があると判断した場合は、この限りではない。

3 委員会は、前項の不服申立てがあった場合には、その内容を記録するとともに、必要と認めた場合は、改めて第1項第2号の措置を取ることができる。

(「ハラスメント規程」の準用)

第8条 この規程を運用するに際しては、「ハラスメント規程」第13条、第14条、第15条及び第17条を準用する。この準用に際しては、各条所定の「苦情相談」を「事案の提起または上申」に、「相談室」を「委員会」に読み替えるものとする。

2 前条第1項第2号の措置が取られた場合には、「ハラスメント規程」第10条、第11条を準用する。この準用に際しては両条所定の「行為者」及び「申立人」を「提起人等」に読み替えるものとする。

(運用細則)

第9条 この規程の運用に必要な細則は、別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。